

○総務省告示第三百四十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第七号の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四十五号（技術操作を管理する者を届け出る場合の手續を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

様式中「~~五~~（~~四~~）」を削り、同様式注2を削り、3を2とし、4を3とする。